

本日の会議に付した事件

令和元年第3回山元町議会定例会

令和2年9月16日（水）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第42号 山元町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第43号 山元町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第47号 令和2年度山元町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 5 議案第48号 令和2年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第49号 令和2年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第50号 令和2年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第51号 令和2年度山元町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第52号 令和2年度山元町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第53号 令和2年度山元町立小・中学校学習者用端末及び大型提示装置等購入事業に係る物品購入契約の締結について
- 日程第11 議案第54号 令和2年度山元町立坂元小学校校舎改修工事請負契約の締結について
- 日程第12 同意第 4号 固定資産評価審査委員会委員の専任につき同意を求めることについて
- 日程第13 同意第 5号 固定資産評価審査委員会委員の専任につき同意を求めることについて
- 日程第14 同意第 6号 固定資産評価審査委員会委員の専任につき同意を求めることについて
- 日程第15 委発第 1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書
- 日程第16 委発第 2号 東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した処理水の自然界放出を行わないよう求める意見書
- 日程第17 認定第 1号 令和元年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第18 認定第 2号 令和元年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第19 認定第 3号 令和元年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第20 認定第 4号 令和元年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第21 認定第 5号 令和元年度互理地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第22 認定第 6号 令和元年度山元町水道事業会計決算認定について（委員長報告）
- 日程第23 認定第 7号 令和元年度山元町下水道事業会計決算認定について（委員長報告）
- 日程第24 閉会中の継続調査申し出について
- 日程第25 議員派遣の件

午前10時00分 開 議

議 長（岩佐哲也君）ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議長（岩佐哲也君） 日程第1． 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、8番遠藤龍之君、9番岩佐孝子君を指名します。

議長（岩佐哲也君） これから議長諸報告を行います。

議長諸報告は、お手元に配布のとおりでありますので、ご覧願います。

以上、議長諸報告を終わります。

議長（岩佐哲也君） 日程第2． 議案第42号議題とします。

本案について説明を求めます。

建設課長（佐藤 誠君） はい、議長。それでは、議案第42号山元町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

お手元に配布しております配付資料No. 1、条例議案の概要をご準備願います。

初めに、提案理由でございますが、近年の事務処理内容の高度化や業務量の増嵩等を鑑み、給料表7級制を導入し、職員の処遇、待遇改善を図るとともに、級別に定められた職務分類についても、職務の困難度や業務量に応じて見直すなどの所要の改正を行うため提案するものでございます。

1、改正の内容でございますが、1点目は、給料表の改定であります。

議案書6ページから7ページの新旧対照表をご覧ください。

第3条に規定する別表第1の行政職給料表について、現行の6級までの給料表に新たに7級を追加するもので、それぞれの号俸の給料月額については、7級1号俸の36万2,900円から7級61号俸44万4,900円までが追加されるものでございます。

次に、2点目の改正は、級別職務分類表の改正となります。

議案書8ページから9ページの新旧対照表をご覧ください。

給料表7級制の導入に伴い、第3条に規定する別表第2、行政職給料表級別職務分類表も合わせて改正するものです。

これまでは、1級、2級は主事や技師職、3級には班長や主査職、4級は班長の上位の級、5級に課長職、6級が総務課長や課長職の上位の級として定められております。

7級制を導入することにより、1級、2級は変更ありませんが、3級は主査及び技術主査、4級を班長職と位置づけ、5級は班長の上位の級、6級は課長職、7級は課長職の上位の級とし、また、職務上、庁内全体の調整や、取りまとめを行う総務課長及び企画財政課長の職と位置づけ改正を行うものです。

今回の改正を行うことにより、これまで3級に混在していた班長職及び主査職を区分し、3級は主査や技術主査、班長職に昇格した者は4級で待遇し、班長職の位置づけを明確にするなど、全体的に処遇の改善を図るものでございます。

条例議案の概要にお戻りください。

2の施行期日でございますが、次の職員の定期昇給を実施する令和3年1月1日から施行となります。

以上、議案第42号の説明といたします。よろしくお願いいたします。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

12番高橋建夫君。

12番（高橋建夫君）はい。本議案の事前説明においてはですね、平成31年4月1日現在で仙南の13市町中、7級制を導入していないというところは本町を含めて3つの町、それからもう一つは、国家公務員の給料を100とした場合の地方公務員の給与水準の指数、要はラスパイレス指数ですね。これが県内で現在のところは最下位、これを導入するに当たって、これを導入するに当たりまして、した場合、2.6ポイント上昇して、仙台市を除く34自治体中、たしか32番目と、そういう実態から見た場合に、この導入に関しては理解できるわけなんですけど、一つ気になったのは、この職務分掌の特に7級です。総務課長、企画財政課長云々とありまして、同程度の者として長が規定で定める職の職務と、こうあるんですけど、この規則というのは、今現在出来上がっているのか、まとめ中なのか、これからなのか、これを伺いたします。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。今回、条例改正ということでご提案しておりますけれども、この条例改正を行うことによって、4つですね、規則等の見直しを行うこととなります。現在ですね、今回この条例をお認めいただければ、それに基づいて改正を行うわけなんですけれども、規則等の改正を行うわけなんですけど、現在、併せてですね、規則の改正も行っている最中というふうなことで今進めております。

12番（高橋建夫君）はい。7級導入ということで特にこの7級に当たって、この規則というのは今見直しをするという方向ですが、差し支えなければ、どんなイメージで反映していくのか、その辺の趣旨をお願いいたします。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。今回ですね、6級から7級制へ改正を行うわけなんですけれども、今回7級というふうなその最上位の級になりますけれども、部長制をしいている市町とかについてはですね、7級は部長職というふうな位置づけにしております。あと6級制とかですね、7級制をしいている市町村については、職員の規模とかも少ないものですから、部制はしいておりませんので、その点の6級、7級の使い分けにつきましては、ある一定の例えば年数とかですね、課長職での経験とか、それから人事評価とかですね、そういうふうなものをもろもろ踏まえまして、安易に7級に上がるのではなく、やっぱりそれなりの経験とか、実績を踏まえた人を7級に昇格というかね、昇任するというふうなことで今考えております。ほかの市町村もですね、7級制をしいておりますけれども、課長になったから、何年したから7級とかではなく、やっぱりその辺の運用は、市町村に応じて、いろいろ行っておりますので、そういうふうなのを参考に7級に上がる課長職というふうなものはしっかりと確認をしながら対処してまいりたいというふうな考えております。

12番（高橋建夫君）はい。趣旨は分かりました。

過去の実績、経歴そういったものを参考にしていくと。私がちょっと思ったのは、復興のこれまでの過程の中で、非常に忙しい部門といたら失礼ですけども、重要な案件を抱える部門というのが非常にあったということと、あるいは議会の決裁を受けて、大きな事業、例えば中長期にわたってまたがってやっていくような、そういう大きなジョブ、そういったものの功績というか、そういったものも今考えているところの中に最

終判断として加味していただけるというような、加味するという、そういうような考えも町長の中にはあるかどうかだけで結構です。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほど総務課長が主にお答えした中にはですね、今議員お尋ねの部分についても、私も思いを共有しているところがございますので、これまでの大変なご苦労、実績というふうなものがですね、人事評価等で既にという部分もがございますので、これからの期待も含めてですね、しっかりと適正な評価をしていかなくちやないなというふうに思っています。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。今と同じような質問になるかと思いますが、この件についてはですね、常任委員会等々でも詳しく説明を受けてきているわけですが、その際にも確認し、なかなかその明快なお答えがなかった部分について確認したい。というのは、今もお話が出ましたやっぱり規則ね、これを従来から訴えているつもりなんだけれども、条例改正すつときにやっぱり併せて規則等々というものね、同時にこの示している場合には、それを併せてこの提案してもらわないと、我々ほうんと前後の判断に困るということについては、各部署というかね、条例改正等々のときには、一応こういった関係の提案をされたのに対しては訴えているところなんです。

というのは、規則でいろいろこまごまとして、当然ね、現実的なものにしていくということなんです、逆に言うと、我々から言うと、この規則を見て、この条例というのはなるほどそういうことで判断できるということなので、とりわけ、今、これも審査の段階といいますか、調査の段階といいますか、これまで説明を受けた段階でやっぱり7級のね、位置づけについては、非常に明確にはなって、今のような一言で言えば、俺はこれはその時々町長が決めていいと思うんです、基本的にね、まちづくりの俺はこの4年間、こういうところに力を入れてやりたいというときには、その力の置くところに部長制というものをね、やってやるべきだという考えで、俺はそうすると非常に姿勢が見えてくる町のね、町長の姿勢が見えてくるというような決め方でいいんでないのかというふうにな、その際に、その際って、名取の例を見ますと、7級、部長にプラス同等の各部長だね、プラス同等の社会福祉事務所長とかね、あるいは議会事務局長等々というもの明確にして示しているんだね。これも大事なことです。やっぱり議会も大事で、議会の事務局長もね、我々その関係の講演を聞きに行くと、皆さんの町ではどうですかと、はっきり、そこで言われることは議会事務局長というのは総務課長同等の方を据えなくちゃ駄目ですよというふうな講演のお話を何回か聞いたこともあります。ということとかね。あるいはやっぱり今子育てに専念して、集中しているというときであれば、保健子育て推進課長とかを部長クラスに据え付けるとかね、そういうこの考え方が俺は必要ではないかと。その時々で非常に明確に見えてくるんですよ、我々にも、今も町のまちづくりを進めているのはどういう中身で進めているのかというのの体制もあるというふうになるというふうな考えなんです、その辺、この際、規則を決める際に、その辺も検討すべきであると思うわけですが、いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。組織管理のありようというのはですね、いろいろ自治体の規模にもよるといふような部分もございまして、なかなか一概にスパッと割り切れない側面もございましてけれども、議員のおっしゃる趣旨は私も十分に理解するところではございません。

一方で、理解しつつもですね、やはりこの一定の経験年数を踏んだ管理職を中心として、やはり人事異動というのがローテーションの中であるというふうなこともございますのでですね、その辺の前後関係を見据えながら、できるだけ分かりやすい形でのこの管理職への登用というものに意を用いてまいりたいなというふうに思います。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）これで質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第42号山元町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第42号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第3、議案第43号を議題とします。

本案について説明を求めます。

町民生活課長（武田賢一君）はい、議長。それでは、議案第43号山元町手数料条例の一部を改正する条例をご説明申し上げます。

配布資料No.2、条例議案の概要をお手元にご準備お願いします。

初めに、提案理由でございますが、通称デジタル手続法の施行に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

上位法となりますこのデジタル手続法ですが、簡潔に申し上げますと、各種行政手続のオンライン化を図るため、必要な事項を定める手続法であります。

1の改正内容でございますが、国では、行政手続の利便性や効率性を向上させるため、デジタル化を推進する観点から公的個人認証が搭載されました個人番号、いわゆるマイナンバーカードであります。このカードへの移行と、利用拡大が進められておりますことから、これまで個人番号を通知するために使用されておりました通知カードが廃止されることになりました。

また、本人確認情報の原本となります住民票の除票及び戸籍の附票の除票の交付について制度化されましたので、改正するものであります。

表のほうをご覧ください。

手数料の種類、通知カード再交付についての手数料であります。通知カードが廃止されましたので、改正前、紛失した場合などの際に再交付を扱っておりましたが、改正後は、再交付を廃止としましたので、手数料500円を条例から削除するものです。

次に、住民票の除票及び戸籍の附票の除票についての手数料でございますが、改正前

は、住民基本台帳に規定がないことから、国から示される事務処理要領に準じて交付手数料200円を徴収しておりました。改正後は、住民基本台帳に規定されましたことに伴いまして、住民票の除票及び戸籍の附票の除票につきまして、手数料を条例に改めて追記するものでございます。

除票に関して、補足となりますが、これまでの手数料が変更されるといったことではありませんので、ご了解いただきたいと思います。

そのほか、今回の条例改正に合わせまして、戸籍証明に係る手数料の種類に記載する文言につきまして、所要の整理を行う内容であります。

2の施行期日につきまして、公布の日からとなります。

以上、議案第43号の説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第43号山元町手数料条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第4．議案第47号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。それでは、議案第47号令和2年度山元町一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ2億4,862万6,000円を追加いたしまして、総額を139億3,823万円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正と併せまして地方債の補正も行っております。

それでは、歳出予算のほうからご説明させていただきます。議案書11ページをお開きください。

まず初めに、人件費につきましてご説明いたします。

第1款議会費以下各款におきまして、職員の給料、手当、共済費など人件費の補正を行っております。こちらにつきましては、例年9月の補正予算編成で行っております人事異動に伴うものになります。当初予算においては、1月1日現在の人員に合わせて人件費を計上しておりますが、その後人事異動等がありましたことから、8月1日現在の人員に置き換えており、以下、同じ考え方で人件費を割り振っておりますので、詳細

につきましては説明を省略させていただきます。また、自治法派遣職員の給料等につきましても、現在の人員に合わせて減額をしております。

続きまして、人件費以外の主なものについて順次ご説明させていただきます。

初めに、第2款総務費第1項総務管理費でございます。第5目財産管理費につきまして1億4,223万2,000円を計上しております。こちらは令和元年度の繰越事業の実績確定に伴い、既収入特定財源を震災復興交付金基金に積み戻しするものでございます。

第6目企画費につきましては4,194万7,000円を計上しております。被災地域交流拠点施設整備事業補助金の減につきましては、新型コロナウイルスの影響により、事業の実施計画を取り下げたことによる補助金の減となります。また、令和元年度ふるさと納税寄附金の実績確定に伴い、ふるさと振興基金予算の積立てを4,468万5,000円計上しております。

議案書は12ページをお開きください。

第2款総務費第2項徴税费でございます。第2目賦課徴収費につきましては、延滞金計算方法の変更に伴う滞納管理システムの改修経費として317万9,000円を計上しております。

次に、第3項戸籍住民基本台帳費第1目戸籍住民基本台帳費のうち、委託料として843万5,000円を計上しております。デジタル手続法の施行に伴う住民基本台帳システム、戸籍電算システムの改修経費でございます。

議案書は13ページをご覧ください。

第3款民生費第1項社会福祉費でございます。第1目社会福祉総務費につきましては、繰出金として467万8,000円を減額計上しております。こちらは国民健康保険事業特別会計において、人事異動があったことから一般会計からの繰出金を減額しております。

第2目老人福祉費につきましては、繰出金として2,411万2,000円を減額計上しております。こちらは介護保険事業特別会計において人事異動がありましたことから、一般会計からの繰出金を減額しております。

第4目障害福祉費につきましては10万円を計上しております。障害福祉事業への寄附金があり、障害者の窓口相談に利用するタブレット購入費を計上しております。

次に、同じく民生費第2項児童福祉費でございます。第2目児童措置費につきましては、国で実施するひとり親世帯臨時特別給付金に係る町の事務費といたしまして、3万1,000円を計上しております。

議案書は14ページをお開きください。

第4款衛生費第1項保健衛生費でございます。第2目予防費につきまして、予防接種法の改正により、ロタウイルス感染症が追加になったことによるもの、また、県において造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用の助成事業が開始されたことにより、153万2,000円を計上しております。

次に、第3目環境衛生費につきましては、老朽化した亘理葬祭場の改修工事に要する経費として亘理地区行政事務組合に対する負担金868万4,000円を計上しております。

次に、第4目母子保健費につきましては、コロナ感染症対策として母子保健事業をオ

ンライン化するための備品購入等に要する経費として59万6,000円を計上しております。財源については、一部国庫支出金でございます。

また、議案書は15ページでございますが、同じく第4目母子保健費のうち、保健センター備品購入費として50万4,000円を計上しております。財源につきましては、健康推進事業に対する寄附金でございます。

次に、第7目健康増進費につきましては、コロナ感染症予防のため、高齢者が自粛生活を送ることによって身体機能が低下しないよう、自宅で体操を行うためのDVDを配布する等の経費として68万9,000円を計上しております。

第9目上水道管理費につきましては、上水道の高料金対策に要する経費が確定したことから、247万5,000円を増額しております。

第10目放射能除染対策費につきましては、指定廃棄物の保管方法の一部変更に伴い、需用費が増額したことから、1,335万9,000円を増額しております。財源の一部は国庫支出金でございます。

次に、第6款農林水産業費第1項農業費でございます。第1目農業委員会費につきましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員が任期満了になるのに合わせまして、候補者選定委員会を設置するに当たり必要となる経費として4万9,000円を計上しております。

議案書のほうは16ページをお開きください。

第3項水産業費第2目漁港管理費でございます。漁船を航路へ誘導するための標識等が故障したことに伴う修繕工事費として1,240万円を計上しております。

議案書は17ページをご覧ください。

第8款土木費第4項住宅費でございます。第1目住宅管理費につきましては6,343万7,000円を計上しております。こちらにつきましては、町営住宅の家賃収入及び町営住宅基金からの繰入金について、令和元年度決算確定に伴い、経費への充当残額を町営住宅基金に積立てするものでございます。

第5項下水道費でございます。第1目下水道管理費につきましては、高資本費対策に要する経費が確定したことから134万3,000円を増額するものでございます。

議案書は17ページから18ページにかけて御覧ください。

第10款教育費第1項教育総務費でございます。第2目事務局費のうち、18ページでございますが、委託料として59万4,000円を計上しております。こちらにつきましては、中学校の再編に伴う学齢簿システムの改修経費でございます。

第3項中学校費第1目学校管理費でございます。このうち備品購入費として2,211万円を計上しております。こちらにつきましては、中学校再編に伴い、学校給食の調理食数に適した調理機器を購入するための経費でございます。

議案書は19ページをご覧ください。

第6項保健体育費でございます。第4目学校給食費として60万2,000円を計上しております。コロナ感染症の影響で消費の落ち込みや価格の下落の影響が出ている県産牛肉の消費拡大と畜産について児童生徒の理解醸成を図ることを目的として、給食食材に県産牛肉を提供するものでございます。財源は県支出金でございます。

次に、第11款災害復旧費第2項農林水産業施設災害復旧費でございます。第1目農業用施設単独災害復旧費として1,100万円を計上しております。昨年の台風19号

により被災した高瀬加茂川排水路及び一の沢ため池について、本復旧等を実施するものでございます。財源は一部地方債となっております。

以上が歳出予算の主な内容でございます。

続きまして、歳入予算につきまして、主なものをご説明いたします。

議案書は8ページをお開きください。

まず、第11款地方交付税でございます。地方交付税につきまして1億2,714万9,000円を増額しております。普通交付税の確定額が当初予算で見積もった額を上回ったことから増額するものでございます。

次に、第15款国庫支出金でございます。第1項国庫負担金につきましては、令和元年度介護保険事業等の確定に伴う追加交付があったことから、15万3,000円を計上しております。

第2項国庫補助金第1目総務費国庫補助金につきましては、デジタル手続法の改正に伴うシステムの改修に係る補助として752万2,000円を計上しております。

第2目民生費国庫補助金につきましては、コロナ感染症の影響を受けている低所得のひとり親世帯に対して、給付金を給付する事業について、町では通知発送等の事務を行うため、その事務に係る補助として9万8,000円を計上しております。

第3目衛生費国庫補助金につきましては72万3,000円を計上しておりますが、オンラインによる母子保健指導事業への補助として26万5,000円、また、コロナ感染症予防のため、高齢者が自粛生活を送ることによって、身体機能が低下しないよう自宅で体操を行うためのDVDを配布する等の事業への補助として45万8,000円を計上しております。

次に、第3項委託金第3目衛生費委託金につきましては、歳出予算でもご説明いたしました指定廃棄物保管業務の委託金増に伴い1,208万9,000円を増額しております。

議案書は9ページをごらんください。

次に、第16款県支出金でございます。第2項県補助金第1目総務費県補助金につきましては273万8,000円を減額しております。コロナ感染症の影響により磯、中浜、牛橋の各行政区で実施する予定でありました事業の実施が困難になり、被災地域交流拠点施設整備事業補助金の内示を取り下げたことから減額するものでございます。

第2目民生費県補助金につきましては幼児教育・保育の無償化に伴う交付金として334万円を受け入れるものでございます。

第3目衛生費県補助金につきましては、造血管細胞移植後ワクチン再接種費用補助金として13万4,000円を受け入れるものでございます。

第6目教育費県補助金につきましては、県産牛肉を学校給食に提供するための事業に対する補助として60万2,000円を計上しております。

次に、第18款寄附金でございます。農林水……失礼いたしました。寄附金でございます。障害福祉事業への寄附金10万円と健康推進事業への寄附金50万3,000円を計上しております。

次に、第19款繰入金でございます。第1項特別会計繰入金につきましては、各特別会計における令和元年度決算に基づき、精算を行った結果、一般会計に戻し入れるものでございます。

議案書は10ページをお開きください。

第2項基金繰入金につきましては、まず財政調整基金繰入金でございますが、こちらにつきましては財源調整の結果、財政調整基金の取り崩しを2億5,522万5,000円減額するものでございます。

次の震災復興金基金繰入金1,031万円につきましては、令和元年度事業の津波住宅再建事業に関して、一般財源で振り替えていたものに充当するために取り崩すものでございます。

次に、第20款繰越金でございます。令和元年度決算に基づき2億9,713万3,000円を計上しております。ルールに基づき実質収支の2分の1以上、決算剰余金として財政調整基金に積み立てた残額を繰越金として計上しているものでございます。

次に、第21款諸収入でございます。こちらにつきましては29万4,000円となっておりますが、多面的機能支払交付金事業について、面積の減少や活動終了に伴う還付金でございます。

次に、第22款町債でございます。こちらにつきましては、次の地方債の補正でご説明させていただきます。

以上が歳入予算の主な内容でございます。

最後に、議案書の4ページをお開きください。地方債の補正でございます。

農林水産業施設単独災害復旧事業につきましては、先ほど歳出予算でご説明いたしました農業用施設の災害復旧工事請負費の財源とするものでございます。限度額を710万円とした補正でございます。

次に、議案書5ページをお開きください。

臨時財政対策債であります。限度額を1億3,000万円から781万4,000円増の1億3,781万4,000円に補正しております。こちらは普通交付税の算定が終了し、臨時財政対策債の発行可能額が確定したことに伴う補正であります。起債の方法、利率や償還の方法につきまして変更はございません。

以上が今回の第4号補正予算案の内容でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。質疑される方はページ、款項目等を明示してから質疑されますようよろしくお願いいたします。—— 質疑はありませんか。

11番菊地康彦君。

11番（菊地康彦君）はい。それでは、ページ、支出15ページ、10款1項、10款でね、4款1項10目なのかな。放射能除染対策費なんです。これで役務費126万8,000円ということで出ていますが、周辺の放射能の測定ということですが、結構な金額なんです。こういった内容だったのかお聞きします。

農林水産課長（佐藤和典君）はい、議長。役務費の測定手数料につきましては、まず、保管予定場所のですね、周辺の16圃場の測点をもちまして、そちらのほうの測定費用でございます。

あとそのほかにですね、その収穫物についてもですね、事前に調査をしたいということで、今回同じく16カ所の部分を計上してございますが、土壌の測定につきましては、1圃場5カ所ということなので、全体で何カ所なんだ、全体でですね、サンプルの件数にしますと96サンプルの予算化となつてございますので、よろしくお願いいたします。

ます。

11番（菊地康彦君）はい。これは役務費ということなんですが、これは業者に委託ということによってよろしいのでしょうか。それとも町独自でやったのか。

農林水産課長（佐藤和典君）はい、議長。こちらのほうにつきましては、町の登録ある業者のほうから見積徴収をしまして、そちらの業者のほうに役務費ということですので、手数料として支払う予定となっております。

11番（菊地康彦君）はい。そもそもこの放射能は、何だっけあれ、8,000ベクレル以下、以上、その対応だよ、以上のやつね。そうすると、その工事請負費なんですが、これは保管工事の請負費増ということなんですけれども、当初の計画より大きく変わった点があるの増額ということでしょうか。

農林水産課長（佐藤和典君）はい、議長。当初ですね、予算として一旦計上させていただいておりましたが、保管契約、集約交換のほうを実施するに当たりまして、その保管の方法につきまして、環境省と協議をした結果ですね、より安全な方法にですね、より安全な方法ということで詰めてまいりました。その結果ですね、当初土留めとかですね、コンクリートボックスの形状にいたしましても、一括した厚みのあるものに変更とか、そういうようなことで工事の内容がですね、一部安全面を考慮したものに変更になったことから増嵩したものでございます。

11番（菊地康彦君）はい。それでは、もう1点、次の16ページ、農地費なんですけれども、多面的機能支払い交付金の補助金返還金ということですが、これは何団体なのかお聞かせいただきたいと思えます。

農林水産課長（佐藤和典君）はい、議長。こちらの農地費のですね、多面的事業費の補助金返還金につきましては、1件があれだな、すみません。面積が減になった、要は面積がですね一部減になりまして、そちらのもので減額になった団体が1団体、あともう1団体につきましては、令和元年にですね、事業を完了いたしまして、継続しないということで閉鎖になったものでございまして、そちらのほうにつきましては、その団体における会計の残金につきましては、国、県に返還するということから計上させていただいているものでございます。

議長（岩佐哲也君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。17ページ、8款土木の道路、8款2項の道路橋梁復興推進ですが、ここの1,000万円の削減、そして委託料が増額、そして工事請負が減額になっているんですが、その工事名はどこの工事なのでしょうか。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。ご質問の点でございますけれども、工事請負費はもともと橋梁修繕の設計と工事を見込んでおりました、その工事分はですね、入札差金によって入札差金が発生したことによりまして、減としております。

以上でございます。

議長（岩佐哲也君）9番いいんですか。（「再度説明願います」の声あり）

9番（岩佐孝子君）はい。再度説明願います。ちょっと理解に苦しいんですけれども、その辺についてもうちょっと詳しくお願いします。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。ご説明いたします。

14款の工事請負費の中にはですね、この中に様々な事業がございまして、その中に避難道路の整備ですとか、そういったもののほかに橋梁の修繕工事というものが含まれ

ております。その橋梁の修繕工事もともと予算5,000万円で計上しておりまして、それがですね、工事執行の結果入札差金が出たと。今年度分はもうこれで全て賄えるという状態になっております。

一方ですね、修繕の設計に関してですね、もともと標準的な最初に実施した点検の結果を踏まえて設計の項目を設定しておりましたけれども、昨年度実施した中でですね、やはり詳細な設計のための調査をしていくと、どうしても追加の調査、具体的に申しますと橋のコンクリートの中に入っておる塩分量等の調査なんですけれども、それが内陸の橋でもどうしても調査をしたほうがいだろうという部分が出ておりましたので、その部分で費用が増した、増えたため、その分について委託費のほうに流用するものでございます。

以上でございます。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。なので、その箇所はどの箇所なのかということを確認しています。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。工事でございますけれども、請負差金が発生した工事でございますけれども、月見橋、小平北の入橋、新丁橋の3件でございます。

あと橋梁の設計でございますけれども、一番大きいもので堂殿橋、坂元のほうですね。こちらの堂殿橋を含めまして8か所の設計を予定しております。

以上でございます。

議長（岩佐哲也君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。8ページの地方交付税歳入、普通交付税の増についてなんですが、これは当初予定額していたとおりの額になるということでしょうか。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。まず、普通交付税の当初予算での考え方でございますが、まず令和元年度の交付見込額に対しまして、地方財政計画というものの増減率を掛け合わせた形をベースにいたしまして、当初予算のほうを計上しておりまして、それに対しまして今回その増減率よりも多く今回交付が確定したということで、今回増額という形で補正予算を組んでいるというところでございます。

以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい。今考え方を言ったんですが、本当にそういう考え方でいいのかというのは、再々私は確認しているところなんですが、地方交付税の額というのは、地方自治体が決めるものだと、積算して、要求して、そしてそれを向こうがいろいろ毎年毎年いろいろな何とか項目をつけて、何々、そして実際にその額になるわけですけども、そして、その額でも自治体のね、出したやつと向こうから下りてくる数字というのは当然違いがあって、そしてその後、もろもろのこの交渉、具体的交渉っていうのはないけれども、そして決まるものだと。よく言われるのは、ほら地方財政計画のね、何パーセントで、全体の何パーセントですからね、地方交付税というのはその自治体自治体ので生まれてくる額なんです。いろいろ積み上げてね、道路が何ぼ、何が何ぼってね、ですから、一般的に財政計画で2パーセント減ったから山元町も2パーセント減るというような考え方は成り立たないということを言っておきます。

何で確認したかということね、結構大きいんだね、これ大きいことは非常にいいことなんだけれども、本来ならば当初予算でね、想定される額であるならば、本来ならば、想定しなくちゃならないんだけれども、そうするとこの金が有効に当初の中で組み立てら

れるという疑問から確認しているところなんですけれども、こいつ37億円だけれども、こいつ全部混ぜての37億円だべ、全部混ぜてというか、何だ普通交付税、普通交付税だけで1億2,700万円も増えるというのはね、これは相当な違い、22、23億円の中からだから、だからね、ここの、そして普通交付税というのは大体その町が通常のね経費というか、あるいはいろんな新たな事業の財源にもなるものなんです。というふうに考えると、この1億円の使い方というのは非常に貴重な額になるんです。当初に1億円があればね、その1億円でいろいろな今度使い道がね、確認できるんです。

考え方としてね、この地方交付税についての考え方についてね、自治体としてもっと積極的に捉えてるべきだというふうに考えるんですが、町長、その辺の考え方についていかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。交付税に対するですね、考え方、これは議員かねてからの一貫した姿勢をお聞かせいただいているところでございますけれども、本町のみならずですね、全国の自治体においては、地方財政計画を基本にしなごうですね、一定のその安全圏内といひますか、歳入欠陥を来さないような一定の見立てをしながら、収入を確保に努めているというのが現状でございます。いずれにしましても、この交付税のみならずですね、介護保険等々でも、議員のほうからいろいろと問題提示されているところはしっかり受け止めながらですね、より精度の高い歳入見込みですね、あるいは支出見込みというものを立てながら歳入欠陥にならない程度の精査をしていくというのは非常に大事なことであろうというふうに思っております。

8番（遠藤龍之君）はい。今ね、歳入欠陥にならないようにって、非常にそこも大事なところですが、しかしながらその制度というのがね、相当このくらい幅があるということでの確認なんです。もつとこの財政をね、大事に使おうとするならば、財源をですね、やっぱりその辺はもつともつと精度を高くしてですね、より有効に使っていかなければいけない、1億円ですからね、大きいですよ、これはね、当初予算でね、1億円あれば。いうことを一応ここでは指摘しておきたい。いずれ別な機会にこの辺についてはまた議論を深めたいというふうに思ひます。

次に、13ページの3、1の1、2社会福祉総務費と老人福祉費1目2目ですね、の繰出金についてなんです、これそれぞれ何人分というふうに人事異動で減ったと、向こうの会計で頑張ってもらおうというようなことかと思ひただけけれども、とりわけその下のほうのね、介護保険事業の場合の2、400万円というのが結構大きいんですけれども、この辺の内訳について確認したいと思ひます。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。社会福祉の1目と2目ですね。国民健康保険税の関係ですが、国民健康保険税はですね、職員については一応3名、3名で職員の異動はございませんが、人事異動の職員が代わったことによる差額というふうなことで今回補正をしております。

それから、2目の老人福祉の関係ですが、こちらにつきましては、介護保険、包括支援センターですか、こちらが変更になったという、町の一般会計というふうになりましたので、ちょっとお待ちください。こちらについては3名が介護保険のほうから異動したということで、3名減による減額というふうになります。

8番（遠藤龍之君）はい。今の件については、あと特別会計のほうで改めて確認させていただきます。

15ページの4款1項6目保健施設費、保健師設置費の内容についてなんですが、この目はほとんど人件費というふうな、人件費ですね、が増えているということ、体制が取りあえずその体制がどなるのかということを確認したいと思います。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。今回、保健師設置費なんですけれども、こちらの増というふうなものにつきましては、包括支援センターが業務委託ということで、包括支援センターからの保健師3名分の人件費、こちらが増額というふうになったものでございます。

8番（遠藤龍之君）はい。そのほうの体制どうなっているのって、保健師さんのね、体制というのはどうなっているの、これまでの説明ではずっとこの3名3名というふうなことで、保健師活動、保健の活動をしてきたということは確認されているんだけど、この数字だけを見ると、3人の方がね増額になって、それが全てその保健師の従来活動に専念することができるのかということを考えて、だとすると、3人が3人増えるんだから6名体制でこの保健師の活動が可能なのかどうなのかということの確認の質疑です。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。保健師につきましては、昨年度地域包括支援センターのほうとの兼務でありましたが、今年度につきましては、その兼務が外れまして、6名体制で訪問相談事業を行っているというような内容になります。

以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい。そうすると、ここの分野の活動は濃くなるという、厚くなるというふうな受け止めでいいんですね。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。はい、そのとおりでございます。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑ありませんか。質疑ありませんか。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。14ページ、これは確認です。一番下、衛生費1項保健衛生費の3目の互理負担金補助金及び交付金の増額、互理地区行政事務組合負担金、これは中身については、改修工事というふうな説明ですが、何の改修工事なんだかというところまで説明してもらわないと、何とも言えないんですけれども、いかがでしょうか。

町民生活課長（武田賢一君）はい、議長。こちらの工事の内容でございますが、こちらは防水工事、屋根のですね、防水工事の内容となります。事務室、待合室、全部を含めましての全棟分の防水工事の負担金となっております。

以上です。

8番（遠藤龍之君）はい。この辺は、私も関係機関だけども、まずはね、その辺の工事というのは、瞬間的、一時的なものなのか、恒常的なものなのかというのはいろいろ復興計画がね予定されている中でどの程度のもを工事内容なのかということを確認したいと思います。そしてあと向こうさ行って、また態度を決めなくちゃねものだから。

町民生活課長（武田賢一君）はい、議長。お答えします。大きな改修工事計画に基づいた今回の負担金のもということの位置づけには今回はなっておりません。昭和50年にこの施設が開設されてから、おおむね20年目でありますとか、25年目でありますとか、そういったときに大きな屋根の全面防水工事を行っております。過去の経歴を申しますと。今回も平成7年に全面的な改修工事を行っていたわけですが、25年経過しまして、著しく昨年の台風等で雨漏りがひどいということから、今回緊急的に補正で対応するといった内容のものであります。

議長（岩佐哲也君）そのほか。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。18ページの10款3項1目学校管理費の中の備品購入費、説

明では山元中の調理器の購入ということなのですが、この件につきましては、ルールに乗ったというかね、という話で何で補正で出てくるのかなど、当初、当然もう来年って、来年からなんだべ、なぜ当初での対応になってなかったのかね。開校日等々はもう確認されているのに、しかもこの2,000万円という大きな買物であるにもかかわらず、何かその全体のスケジュールの中で合っていない補正の対応だなということなのですが、その辺いかがでしょうか。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。ただいまの件でございますけれども、山下中学校の調理場については、今年で17年目となっております。今、議員からご指摘ありましたように、本来であれば年次計画によりまして計画的に整備すべきでありまして、今回の補正対応になりましたことについて申し訳なく思っております。昨年度までの打合せの中では、現在ある坂元中学校調理場と山下中学校の調理場を1カ所にして、800食以上対応することについては、サラダ室の改修により対応が可能であるとしておりましたが、今年度再度検証した結果ですね、八百数十食対応するために、すみません。スチームコンベクションオーブン、こちらについてもちょっと特殊で高額で、定価と税金を入れますと400万円ちょっととなりますけれども、また、食数増えるために、これまであえ物などは氷で冷やしていたんですけれども、衛生基準に照らし合わせると、それはちょっとあまり望ましくはないということで、あえ物などを中までしっかりと冷やすための真空の冷却器、こちらも定価と消費税を入れますと400万円ほどになります。また、作業効率を上げるためのフードスライサー、こちらも200万円近くなるんですけども、こういった高額な備品も多くですね、また、オーブンやスライサーについては、故障した場合、もう既に部品供給が終わっておりまして、こちらも新規に購入したいと考えておるところでございます。

また、800食作るために、これまでは、食材の冷蔵庫とかは、保管のためのものは用意してなかったんですけれども、事前の準備のために冷蔵庫ですとか、冷凍庫が必要となるということもありまして、これらをですね、今回の本当に補正で申し訳ないんですけれども、こちらを購入したいと考えまして、提案するものであります。

給食については、定められた時間内で提供するために、様々な衛生基準がございます。本当に今回の提案で申し訳ないんですけれども、ご理解をいただきまして、お認めいただけますようお願い申し上げます。

以上です。

8番（遠藤龍之君）はい。考え方としてね、もう何年も前から何とか委員会とかつくって、そして進めてきているわけですから、当然こういうことも議論されて検討されて、スケジュール通り進まなければならない。もう分かり切った、はっきり言うと分かり切った内容だと、事業だと思います。統合して大きくなるわけだから。それに対応しなくちゃならないということ、対応しなくちゃならない給食ということになれば、当然統合する時点でという議論がある中で、これもその議論の対象としてこういった当初の中で議論を、議論といいますかね、提起、提案していただかないと、今回が新たな事業がね、ただ通り一遍のこれだけで済ませて、非常に大きな事業です。これ我々、できればそうしたら文書か何かでね、この2,200万円の中身はこうですよと、こういうことでどうぞ認めてくださいというような提案の仕方をしてもらわないと、この口頭だけのあれでは、なかなか判断できないですよ、中身が整理されない、我々もね。今の説明だけでも皆さ

んは分かったようだけれども、私はちょっと心苦しいというか、ちょっとびんとこないというふうに受け取るわけです。

いずれですね、必要であるということについては、これは否定するものではないんですが、提案する際にですね、我々もこの判断をしやすいような形での提案をしていただきたいということをこれは求める、今後ね。今後も多分この部分についてはいろいろあるかと思われますので、その辺は強く求めておきたいというふうに思います。

それから、5ページの臨時地方債ですか、の補正についてなんですが、これもよく確認するんですが、これも普通交付税と全く同類、同性格のもの、目的のもので、大事な財源となるわけですが、これは最終確定ということなんですが、これについては、これまで求めるね、100パーセント可能額の100パーセントということなんですが、これも国から示された可能額においては100パーセントということなのかどうかを確認します。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。今回補正で上げておりますこちらの限度額につきましては、国なり、県なりから示された額ということでございます。

8番（遠藤龍之君）はい。これもある時期にはですね、借金だからということで100パーセント使わないと決められたね、時期もあった。それは考え方ですから、そういう考え方を否定するものではないんですが、大事な財源なんです、これは。基本的に普通交付税というのは認められた財源ですから、地方自治体のですね。それをちょっと形を変えてというか、これは国の責任なんです、国は現金でやらないから、とりあえずある期間、地方で金を借りて対応してけるという形での方法というかね、手法、だけれども、これは全く普通交付税と同格のものです。ですから、決められた、今、可能額の100パーセント示されたね額だということでありますから、それについてはあれなんです、これまた考え方としてね、本当に国で示しているのが我が山元町で確認した、計算した結果の数字になっているかという、そうではないんじゃないのというふうなことからの確認なんです、まずとりあえず国で示した100パーセントの額だということでありますので、それは了解といいますか理解、確認できました。

いずれこの辺の考え方についてはもう少し厳しく対応していただきたいということを求めて終わります。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）これで質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第47号令和2年度山元町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）ここで暫時休憩としたいと思います。再開は11時20分、11時20分再開といたします。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

議長（岩佐哲也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）日程第5．議案第48号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（伊藤和重君） はい、議長。それでは、議案第48号令和2年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正の規模ですが、歳入歳出それぞれ44万6,000円を追加し、総額を17億7,468万6,000円とするものであります。

それでは、歳出予算からご説明いたします。

お手元の議案書6ページをお開きください。

第1款総務費第1項総務管理費になります。第1目一般管理費につきましては、人件費並びに一般会計の繰出金の補正額として、合計で36万9,000円を減額計上しております。人件費につきましては人事異動に伴い、職員給料、手当、共済費などを減額しており、繰出金につきましては、令和元年度に一般会計からあらかじめ見込額として繰入れを行ってございました出産育児一時金などの繰入金について、決算に基づく精算により金額が確定しましたので、今年度の一般会計に戻入れを行う繰出金として計上しております。

次に、第8款諸支出金第1項償還金利子及び還付加算金になります。第3目償還金につきましては、令和元年度の特典健診事業の精算に伴う国、県への返還金合計で81万5,000円を計上しております。

次に、歳入予算の補正額についてご説明いたします。

ただいまのページの上段5ページになります。

第6款繰入金第1項繰入金になります。第1目基金繰入金につきましては、最終的な財源調整の結果として、基金の取り崩し額1,926万6,000円を減額しております。

第2目一般会計繰入金につきましては、人事異動に伴い、一般会計に戻入れを行う額467万8,000円を減額しており、合計で2,394万4,000円を減額計上しております。

最後に、第7款繰越金につきましては、令和元年度当特別会計の決算剰余金の約2分の1の額を今年度に繰越しするため、その繰越額2,439万円を増額計上しております。

以上が今回の補正予算案の内容になります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

8番遠藤龍之君。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。5ページの歳入基金繰入金についてお伺いたします。

取崩し減でということなのですが、この辺の動向をどう見ておられるかといいますのは、本来なら計画がある、この年に引き上げて、今その夏の途中の中で財政基金の、これはいい傾向だということで確認しているんですが、この辺が12月、あるいは年度末3月までね、どういう動きで、もしかするとこの分が減って、さらに剰余金が生まれて、本来ならば基金を食い潰して、この何年間かは対応していくということだったんだけど、その辺の背景を見ながら、ここの部分の動向というのをどう見ているか、医療費とかね、傾向とか見られるかを確認します。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。繰入金の動向につきましては、昨年の、今年度ですね、保険料の見直しを行っているというところもありまして、若干多くなるのかなということで、保険料のほうのですね、推移というところ、すみません。基金の繰入額につきましては、緩やかに基金のほうですね、減っていくような形になると考えております。実際計画よりは基金のほうですね、若干緩やかに積み上げが減っているような状況になっております。

以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい。頭で基金と言ったからちょっとあれでしたのかと思うんですが、全体の中で剰余金がどのくらい生まれつつあっていう、その結果基金に行くわけだから、その全体としてのその会計というかね、その金の動きでも、そもそもここの取崩しつうのは、が必要だということで、ということで基金を結構貯め込んでいた経緯もあるんだけど、今回はその当初見てもそんな7,500万円ですか、去年は1億2,000万円、3,000万円近いところから出発しているんだけど、そしてそれを年間通して緩やかにというかね、減らして行って、最終的にまず剰余が生まれて、それでも前回は2,000万円近いかな、ちょっとあれだけでも、少なくともまだ基金に投入しているという経緯なんで、そういう意味では31年度と比較すると引き上げた今年度ね、は結構財政的に余裕というかね、というふうなのが見え、私は見えるから、その辺の確認、まだ半年しかたっていないんだけど、ただ、その引き上げた年だということからね、その辺をどう見ているかというだけです。いいとか悪いとかは分からないとかという今のところ分かりませんかかって、そういうことでもいいとは思いますが。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。今の状況につきましては、大体昨年からですね、保険給付の部分も例年どおりという形になっていると思いますので、年度末にかけてそういったところを確認しながらですね、基金投入額等々を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）これで質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第48号令和2年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第48号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第6．議案第49号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。それでは、議案第49号令和2年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正の規模ですが、歳入歳出それぞれ254万8,000円を追加し、総額を18億63万2,000円とするものであります。

それでは、当会計につきましては、歳入予算からご説明いたします。

お手元の議案書5ページをお開きください。

第4款繰越金第1項繰越金になります。第1目繰越金につきましては、令和元年度当特別会計の決算剰余金の全額を今年度に繰越しするため、その繰越額254万8,000円を計上しております。

次に、下段6ページの歳出についてご説明いたします。

第3款諸支出金第2項繰出金になります。第1目一般会計繰出金につきましては、令和元年度の決算剰余金を今年度の一般会計へ戻入れを行うため、繰出金として歳入と同額の254万8,000円を計上しております。

以上が今回の補正予算案の内容になります。

すみません。総額につきましては、1億8,063万2,000円になります。失礼いたしました。歳入と同額の254万8,000円を計上しております。

以上が今回の補正予算案の内容になります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第49号令和2年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第

1号)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(岩佐哲也君)異議なしと認めます。

議案第49号は原案のとおり可決されました。

議長(岩佐哲也君)続きまして、日程第7、議案第50号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長(伊藤和重君)はい、議長。議案第50号令和2年度山元町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

今回の補正の規模ですが、歳入歳出それぞれ2,832万1,000円を追加し、総額を15億5,100万6,000円とするものであります。

それでは、歳出予算からご説明いたします。

お手元の6ページをお開きください。

第1款総務費第1項総務管理費になります。第1目一般管理費につきましては、人事異動に伴い職員の給料、手当、共済費などの人件費511万4,000円を減額計上しております。

次に、第3款地域支援事業費第2項一般介護予防事業費になります。第1目一般介護予防事業費につきましても、人事異動に伴い人件費1,912万3,000円を減額計上しております。

次に、第5款諸支出金第1項繰入金になります。第1目一般会計繰入金につきましては、令和元年度に一般会計からあらかじめ見込額として繰入れを行っておりました人件費や事務費などの繰入金を決算に基づく精算により金額が確定しましたので、今年度の一般会計に戻入れを行う繰入金として、2,448万8,000円を計上しております。

次に、7ページをお開きください。

第5款諸支出金第2項償還金及び還付金になります。第2目償還金につきましては、令和元年度に概算交付を受けた各種負担金、補助金の精算に伴う国、県への返還金合計2,810万円を計上しております。

次に、歳入予算の補正額についてご説明いたします。

議案書5ページをお開きください。

第4款支払基金交付金第1項支払基金交付金になります。第1項介護給付費交付金につきましては、令和元年度事業の精算に伴う介護給付費負担金の追加交付分として163万6,000円を増額計上しております。

次に、第7款繰入金第1項繰入金になります。第1目基金繰入金につきましては、最終的な財源調整の結果として、基金の取崩額374万4,000円を減額しております。

第2目一般会計繰入金につきましては、人事異動に伴う減額分並びに、介護保険低所得者保険料軽減負担金の追加交付分を合わせまして、2,411万2,000円を減額しており、合計で2,785万6,000円を減額計上しております。

最後に、第8款第1項繰越金になります。第1目繰越金につきましては、令和元年度当特別会計の決算剰余金の約2分の1の額を今年度に繰越しを行いましたので、その繰

越額5,454万1,000円を計上しております。

以上が今回の補正予算案の内容になります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第50号令和2年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第50号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第8、議案第51号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、議案第51号令和2年度山元町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

初めに、1、2ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入について申し上げます。

1款水道事業収益2項営業外収益247万5,000円の増額は、総務省からの繰出金通知に基づく高料金対策補助金を増額措置するものであります。

次に、収益的収入及び支出の支出について申し上げます。

1款水道事業費1項営業費用総係費874万2,000円の増額は、人件費の補正となっておりますので説明は省略させていただきます。

次に、資本的収入及び支出の支出について申し上げます。

1款資本的支出1項建設改良費施設整備費20万2,000円の増額は人件費の補正となっておりますので、説明は省略させていただきます。

最初のページをお開きください。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益247万5,000円増額し、総額4億4,795万2,000円とするものです。

支出、第1款水道事業費874万2,000円増額し、総額3億4,647万2,000円とするものです。

第3条、予算第4条中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,35

3万2,000円を1億1,373万4,000円に、当年度分損益勘定留保資金1億49万5,000円を、1億69万7,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出、第1款資本的支出20万2,000円増額し、総額2億4,780万8,000円とするものです。

第4条、予算第8条に定めた職員給与費を記載のとおり改めるものです。

第5条、予算第9条に定めた他会計からの繰入金に記載のとおり改めるものです。

以上で議案第51号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第51号令和2年度山元町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第51号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第9．議案第52号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、議案第52号令和2年度山元町下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

初めに、1、2ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入について申し上げます。

1款下水道事業収益2項営業外収益134万3,000円の増額は、総務省からの繰入金通知に基づく高資本費対策補助金を増額措置するものであります。

次に、収益的収入及び支出の支出について申し上げます。

1款下水道事業費1項営業費用において総係費860万2,000円の減額は、人件費の補正となっておりますので、説明は省略させていただきます。

次に、資本的収入及び支出の支出について申し上げます。

1款資本的支出1項建設改良費において4万6,000円の減額は、人件費の補正となっておりますので、説明は省略させていただきます。

最初のページをお開きください。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。
収入、第1款下水道事業収益134万3,000円増額し、総額6億1,153万2,000円とするものです。

支出、第1款下水道事業費860万2,000円を減額し、総額4億9,099万3,000円とするものです。

第3条、予算第4条中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5,407万7,000円を2億5,403万1,000円に、過年度分損益勘定留保資金2億3,437万8,000円を2億3,433万2,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出、第1款資本的支出4万6,000円減額し、総額6億3,454万3,000円とするものです。

第4条、予算第9条に定めた職員給与費を記載のとおり改めるものです。

第5条、予算第10条に定めた他会計からの繰入金に記載のとおり改めるものです。

以上で議案第52号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第52号令和2年度山元町下水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第52号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第10．議案第53号を議題とします。

本案について説明を求めます。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。それでは、議案第53号令和2年度山元町立小・中学校学習者用端末及び大型提示装置等購入事業に係る物品購入契約の締結についてご説明申し上げます。

議案の概要につきましては、配布資料 No. 6に基づきご説明いたしますので、お手元にご準備願います。

初めに、提案理由ですが、山元町立小・中学校学習者用端末及び大型提示装置等物品購入契約の締結に当たり、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得ま

たは処分に関する条例の規定により、議会の議決を要するので、提案するものでございます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

まず、1の契約の目的については、記載のとおりでございます。

2の契約の方法については、条件付一般競争入札で、参加業者及び入札結果については、裏面に記載のとおりでございます。

3の契約金額ですが、1億4,527万6,230円、こちらは消費税を含む金額でございます。

落札率につきましては、95.02パーセントでございました。

4、契約の相手方については、福島県新地町の株式会社夢デザイン総合研究所になります。

5、納品場所については、坂元小学校ほか坂元中学校を除く町内の小・中学校となります。

次に、6、購入品目についてですが、①の表示装置一式ほか記載のとおりとなっております。

7の納品期限については、令和3年1月29日です。

以上が議案第53号の説明となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

9番岩佐孝子君。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。入札応札に応じた業者は1者なんですけれども、閲覧者、閲覧数はどのくらいあったんでしょうか。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。ただいまのお尋ねであります。閲覧業者も1者となっております。

以上です。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありますか。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。1者であれば、見直すというような考えだったと思うんですが、その辺についてはどのようにお考えだったんでしょうか。これは町長のほうにお伺いします。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。まず、私のほうからお答え申し上げますけれども、1者でありましたが、この事業については、補助事業でありますので、今年度のまず完了を目指しております。また、現在、議員もご承知かと思いますが、国でICT関係の予算を前倒ししましたことから、全国の小中学校でICT端末の導入が進められております。物品の調達ですとか、技術者の確保等がなかなか厳しいため、結果、1者のみの入札であったと推察しております。

回答については以上です。

議長（岩佐哲也君）町長よろしければ。

町長（齋藤俊夫君）はい。先般一定のですね、見直し改善をというふうな部分があった。これについては、改めてですね、どういうものを対象に、いつからというふうな部分については担当の企画財政課長のほうから改めてご紹介を申し上げます。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。先般の見直しにおきまして、一般競争入札において、入札参加者が1者の場合の取扱いについてということで今年7月6日からそちらの施行を始めたところでございますが、こちらの対象につきましては、町が発注する建設工事に伴う一般競争入札に資するものということでございまして、今回の事案につきましては、物品の購入事業ということで、こちらの対象ではなかったということでございます。

以上でございます。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。工事というふうなことなんですけれども、やはりこれは大きな、国から来るからとかではなくて、やはり最小限の費用で最大の効果を上げることが私は重要だと思うんです。そういうことから考えたならば、建設工事であろうとも、どんなものであろうと、やはり1者であるということに着目をすべきではないかなというふうに思うんですが、その辺について町長、いかがお考えでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。現段階のところはですね、今ご説明申したように、対象者は工事請負というようなことで限定した形になっているということでございますので、こういう関係についてはですね、やはり同じ自治体における入札の在り方、他の自治体の動向等もですね、十分見極めながら適切に対応していきたいというふうに思います。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。1者だけということで、非常にやはりそこに問題があると思うんです。建設工事であろうと、何であろうと、やはり条件は一緒だと思います。そういうことからして、やはり町長の考えはちょっと考え直すべきではないか、見直すべきはないかということをおし添えておきます。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑はありませんか。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。今の答えで本当に私も残念に思ったんですが、建築、確かに明確に示しているのは令和元年ではないから2年7月6日以降に公告する建設工事から適用すると町が発注する建設工事に伴う一般競争入札においてということで限定しているわけですが、しかし、契約ということから考えたときに、あと今お金の話も出ましたがね、しかも今回の場合は1億円を超える大事業なんですよ。この場合やっぱりこの考え方によらず、建築だけにとということではなくてですね、やっぱり契約そのものの入札契約そのものの考え方としてね、せっかくここまで町の姿勢を示しているんだから、やっぱりね、今回はそしてそれは何でこういうふうな見直しをねしなくちゃならなかったのかというのは6月の時点で、それ以前ですね、いろいろ問題が、問題というかね、指摘された部分が多いというようなことから、町もこれをすぐに7月8日ですからね、8日っていつ決めたのかあれだけでも、資料として示されたのは総務民生常任委員会では7月8日にこれで示されている。非常にここまでは積極的な姿勢が見えて、やはりこの言うてみるもんだなというふうにこう思っていたわけですが、これはね、ちょっと残念な結果ですね。しかも1者のみで95パーセント、95パーセントという落札率が妥当なものかどうかというのも結果判断できないというような結果になっているわけです。

ここで町が約束しているのはね、確かにこの建築関係というふうに限定しているわけですが、やはりこのここまで検討し直したわけですから、やっぱりこれは全般にこういう姿勢で臨むべきだと思うんですが、改めて確認したいと思います、町長にですね。

町長（齋藤俊夫君）はい。基本的には先ほど岩佐議員にお答えしたとおりでございます。現段階での問題意識として、そういうふうな整理をさせてもらったというふうなことでもこま

でこの対象にするべき範囲をですね、広げるべきか、これは今後検討課題というようなことでございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。だから、町長のさっき言ったような答弁を聞いて、改めて確認をしたわけですが、せっかくここまでの考えを示しているわけなんだから、なぜそこをそれ以降ね、そこにとどまっているのかというのが非常に疑問でならない。何かまた、そうするこの見直しがいつの間にか消えてね、従来どおりのと、このことだけを考えれば全然その結果としてはね、この見直し、この町の姿勢がですね、生きていない、生かされていないというのがこの結果なんです。1者のみって、明確にここに一般競争入札によって入札参加者が1者の場合の取扱いについてというふうなことでもろもろしかしながらその下を見ていくと、建設工事に限定される中身になっているんですが、考え方としてはね、やっぱりそういうもろもろのこの問題、そういうのを経緯して、こういうふうな形で町としてこの決めたわけですから、やっぱりその辺をね、その考え方をね、尊重してというかね、基本的に示し、この考え方でね、対応すべきだというふうに、今回の場合はしゃあねというかね、これは町の考え方を改めて検討していつてはいかがかということをお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。基本的には今後の検討課題というふうなことで先ほどお答えしたとおりでございます。ただ、いわゆる今回お願いしている業務委託とですね、それから工事の請負、若干取扱いに異なる部分もございますのでですね、その辺は基本的には今後の検討課題としてその工事と業務委託のですね、捉え方の違い、現時点でどういうふうな規定があるのかというのは、企画財政課長のほうから少し補足させていただきたいというふうに思います。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。まず、1つの違いと申し上げますか、まず、前提となるものとしたしまして、工事につきましては、予定価格の事前公表を行っているということでございます。今回の物品購入のようなものにつきましては、予定価格の事前公表を行っていないというような状況もございますので、そういった状況を踏まえまして、工事につきましては、先ほど申し上げましたような原則として1者の場合については取りやめといったような取り扱いをさせていただいているということでございます。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑ありませんか。

6番（高橋真理子君）はい、議長。今回のこの件ですけれども、文科省が前倒しして、もう緊急にということで全国に一斉に流した件だと思うんですね。それで、県内でも多くの市町村が手を挙げたと思います。それで我が町ですけれども、結果的に1者だったというのは、私も少し努力が足りなかったのではないかなという気はいたしております。これは新地町のほうなどなどではですね、同じこういった件でも5、6者はあるそうだというふうにもちょっと確認をしました。それで、今回のこの相手先ですけれども、新地町ということがございますよね。そうしますと、ほかにも例えばこちらから声をかけるというようなことはなかったのでしょうか。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。まず、1者であったことについてなんですけれども、今回の事業に関しては、タブレットですね、タブレットと、それにシステムを入れる技術者の確保がなかなか難しいと。物品のほうはあるんですけれども、そちらの技術者の確保がなかなか難しいという前提があったかと思います。こちらもですね、多くの方が入札に参加できるように、閲覧期間を1カ月程度設けましたが、結果として1者のみと

なったところであります。その声かけについてだったんですが、今回については、条件付の一般入札ということで、こちらでつけた条件としましては、宮城県内に本店支店を有する事業者であること、また、学校施設、官公庁において、タブレット端末及び電子黒板を納入した実績があることの条件をつけております。今回、先ほど落札率のお話になっておりましたが、今回物品については、タブレットとか、そういう物品の性格上です、カタログでメーカー小売価格が示されているものではなく、単純に金額の積み上げができないために、通常の物品購入とはちょっと内容が異なるものと考えております。今回の積算に関しましては、国が示しておりますタブレット端末の補助の上限額が4万5,000円となっておりますので、そちらを基準とし、かつ事業の特殊性から実勢価格を用いて算出しております。

参考までに申し上げますと、県のほうで共同調達をしておりますけれども、今回は私たちは独自で行っておりますが、県の共同調達のほうの本体に管理ソフトを入れた落札の金額、直近のものと、4万3,670円となっております。今回私どもで入札した本体と管理ソフトについては、4万3,010円となっております、県の共同調達よりも1台当たり660円安い結果となっておりますので、ちょっと参考までに申し上げます。

以上です。

議長（岩佐哲也君） そのほか質疑はありませんか。

9番（岩佐孝子君） はい、議長。今、課長の説明の中に、条件として県内に本店もしくはというふうな話、支店がというふうなことがあったんですが、福島県新地町って県内なんですか。

教育総務課長（大和田紀子君） 今回の条件については、県内に本店または支店ということで、株式会社夢デザイン研究所については、山元町内に支店を有しておりますので、ただしあの支店のほうにこういう契約の手続の委任はしていないことから、支店を置いているという部分で該当いたします。ただし、契約については本店との契約ということになります。

以上です。

議長（岩佐哲也君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君） これで質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君） これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君） 討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君） これから議案第53号令和2年度山元町立小・中学校学習者用端末及び大型提示装置等購入事業に係る物品購入契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君） 異議なしと認めます。

議案第53号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）ここで暫時休憩とします。再開は13時30分、1時30分とします。

午後0時00分 休憩

午後1時30分 再開

議長（岩佐哲也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）日程第11．議案第54号を議題とします。

本案について説明を求めます。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。それでは、議案第54号令和2年度山元町立坂元小学校校舎改修工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案の概要につきましては、配布資料 No. 7に基づきご説明いたしますので、お手元にご準備願います。

初めに、提案理由でございますが、山元町立坂元小学校校舎改修工事請負契約の締結に当たり、地方自治法の規定により、議会の議決を要するので提案するものであります。

初めに、1の契約の目的についてですが、記載のとおりでございます。

2の契約の方法については、条件付一般競争入札で、参加業者及び入札結果については裏面に記載のとおりでございます。

3の契約金額については、1億1,698万7,200円で、落札率といたしましては92.00パーセントでございました。

4の契約の相手方については、仙台市の阿部建設株式会社でございます。

5の工事の場所については、記載のとおりでございます。

6の工事の概要については、屋上防水工事改修工事一式ほか記載のとおりとなっております。

7の工期については、令和3年2月15日までとなります。

以上、議案第54号の説明といたします。よろしく願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

9番岩佐孝子君。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。今回8月20日に再公告をし、入札に至ったわけなんですけど、1回目の公告日はいつだったんでしょうか。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。1回目については7月8日となっております。

以上です。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。1回目、なぜだったのか、その再公告に至った経緯について質疑をします。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。本工事につきましては、今議会の当初から提案するためにですね、こちらで予定しておりました。しかし、8月12日に一度入札を行っておりますが、入札参加業者全てが最低制限価格を下回り不調となったものであります。しかしながら、本工事については、国からの交付金を財源としておりまして、完成まで5カ月を見込んでおりまして、学校施設であることから、一日も早い着工と完成が求められ、年度内完成のためには今定例会での議決が必要であることから、再公告の上、入札

を行い、今回追加提案となったものでございます。

以上です。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。今回は92パーセントで落札になっているわけなんですけれども、第4位で92パーセント、第3位が91.20パーセントで失格になっているんですね。その辺についてはどのようにお考えでしょうか、町長。

町長（齋藤俊夫君）はい。特にございません。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。すみません。もう一度ですね。前に戻りますけれども、8月の12日に入札した業者は何者だったんでしょうか。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。1回目の入札に参加した業者については、今回の入札参加業者と同じ4者となっております。

以上です。

議長（岩佐哲也君）よろしいですか。そのほか何か質疑ございませんか。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。今町長が特にありませんという話なんですけれども、これまでの経緯どうだったんでしょうか。今の町長の答えで逆によく分かったなということが改めて確認されました。これまで改正、改善をね、訴えてきたんですよ。こういった同様の話です。今回のやつについては、6月と全く同様の形で展開しているんじゃないですか、先ほどの1者入札、備品購入ということで中身は違うということはありません。

今回の入札のこの結果を見ましても、これも前回同様、ほかの3者が落札した以外は皆失格だということで、なぜか普通だったら考えない一番高く設定したところが取れているという同じような事態が生まれているんです。その前に町長は何を言ったかという、改革しますと、入札及び契約制度の検討について、これについては1者入札の場合の取扱いについてということで明確にですね、示しているんです、改革、改善をですね。さらに、その後、同様のこの最低制限価格の算定式及び事後公表についてということで、これもまた6月議会、6月の問題があつて、それに合わせた改善策ということで我々にこうやって示しているんですよ。どういうふうに示しているかといいますと、最低制限価格の算定式について、1、2、3ということで建設工事については何々、建設関連業務については何々というような形です。上記2以外の業務については予定価格に10分の5を乗じた額とすると。最低制限価格ね。そして、改めて最低制限価格の事後公表についてということも宣言しているんですよ。決めればっかしなんです、これ。それが同様に同じようなことが起きている。

その前にですね、この前の質問でも確認しているんですけれども、平成30年の11月30日にお約束しているんですよ。本町を取り巻く現状ということを示して、今後の取組については、このような状況を踏まえ、本町の入札の透明性をより高め、かつ指名競争入札の厳正かつ公平な執行を図るため、近隣市町の基準を参考にしながら本町独自の指名基準の作成に取り組む予定である。この約束については、2年前の約束については、この前のやりとりの中でつくっていないと。約束を破っているんです。約束をしていない、守っていない。そして、また、今後工事の発注は徐々に減少することが予定されていることから、競争性、公平性に配慮しつつも、町内のインフラの維持管理や災害時の対応を担う町内業者の育成、振興を図るため、地元業者との意見交換を重ねながら、新たな発注方式等について検討を進めたい。これも破っているんです、結果的にですよ。

そういうことからすれば、先ほどの町長答弁というのは、ああなるほどなど、納得い

くものになるわけですが、そういうことでいいんですか、町長。町長の約束ですよ、これ。先ほどの答弁は何ですか、特にありませんなんていう答弁は。本当に町民をばかにした、町民の代表として我々がここに来てお話をやりとりをしている中で、そういう答えてありますか、町長。その辺を確認します。

町 長（齋藤俊夫君）はい。入札制度に関しましてはですね、今、議員からるるご紹介いただきましたとおりの経緯、経過をたどって今日まで来ております。そうした延長線上で、今回も一定の改善、見直しをしております。そういう中で、今回の入札の結果というふうなことでございますので、執行部としては、私としては、今対応できるですね、ことを最善を尽くしながらの結果だというふうな認識でおりますので、そういうことで先ほどの特にないというふうにお答えをさせていただいたところでございます。今後についても引き続き必要な部分についてはですね、継続で取り組んでまいりたいというふうに思います。これはあくまでも所定の手続にのっとりた結果でございますのでね、その結果をどういうふうに思われるかというのはそれぞれおありかというふうに思いますけれども、私としてはいろいろと知恵を絞った中での対応の結果だというふうに思います。

8 番（遠藤龍之君）はい。いろいろ検討して、最善を尽くして、しかしながらその目的は達せられなかったということであれば、特にないということではなくて、なぜそういうふうになったのかということをおね、ここで改めて総括して確認する必要があるんでないですか。そういうこともね、そういう弁明もなしに、特にない。全く無責任な答弁であるということをお強く訴えておきます。指摘しておきます。

じゃあ具体的にね、全く前回と同様な結果が出たんですけれども、その要因は何だとお考えですか、町長。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。出てきた答えについて憶測めいた話は私は差し控えさせていただきますというふうに思います。

議 長（岩佐哲也君）町長、再度お願いしたいということで今のお答え、再度よろしくお願ひします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。適正な手続きで執行が行われたというふうに理解しておりますのでね、それ以上のお答えは差し控えたいというふうに思います。

8 番（遠藤龍之君）はい。これまでも適正な方法でやってきて、それで問題が起きたからその対応策として対策として2年前にも示されました。そして、最近も2点にわたって示しているんですよ、適正なことをやってきて、これまでも適正なことをやってきて、法的に問題はないんだという中で、しかしながら、そういう結果が出て、それに対して町はそれを受けて、そして検討をして、こういう対策案を出したんです。おんなしなんですよ。にもかかわらずですね、今のような答えというのは、その答えから察するならば、何の対策も検討もしていないと、その結果、同様の結果を出してしまったと。そして、今の町長答弁からするならば、こういう何らという言葉は使えませんが、全くその反省といえますかね、ここの問題をいかにして前に、いい方向に取り組んでいくかという姿勢がね、全く見受けられませんでした。残念です。このような状況が続けば、ますますこの改善というのが、約束しながらしてこなかったというのに等しい結果ですから、あと今の答弁ですから、ということをお考えると、非常に暗い将来が見えてくるということをお指摘しておきたいと思ひます。

それでって、あとまたこのこういう場でどうなのか、これ確認です。この阿部建設さ

んというのは、んっとなんだ、この前の6月の1者で取った阿部建設と同様の会社なのか。あるいは山二小を建設したときの請け元、同じ会社かということの確認をいたします。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。ただいまのお尋ねであります。今回の入札資格の条件として当課でつけました部分については、県内に本店、支店を有している、あと……（「同じ会社かと、同じ事業者ですかという」の声あり）学校施設をしたことのあることも条件につけておりました。今回の阿部建設については、山二小の建設業者でもあり、またあと仙台市内の小学校の大規模改修の実績もあります阿部建設となっております。以上です。

議長（岩佐哲也君）よろしいですか。もう一つ夢いちごの郷のあれかな、あの業者と同じですかという確認。夢いちごの郷は。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。はい、夢いちごの業者と同じです。以上です。

議長（岩佐哲也君）そのほかありませんか。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。この辺、その流れを見ますと、これ素人の頭での発想といいますか、考え、受け止めなんです。そしてこのいちごの郷も同様の、これは1者のみで取れたという経緯なんですね。そして100パーセント、結果で、結果を言っているんですからね。

それからくどいようですが、今回のような経緯は6月議会にですね、と全く同様、具体的にはですよ、ここから想定されるのというのはいろいろ考えがあるんですけども、何かこう出来上がった結果でないのかというふうに思われて仕方がない。そういうね……（「休憩」の声あり）

議長（岩佐哲也君）暫時休憩としたいと思います。

午後1時47分 休憩

午後1時47分 再開

議長（岩佐哲也君）発言終わってからね。

8番（遠藤龍之君）発言中に、ちょっとこれもおかしいね、議長の進め方もおかしいね。

議長（岩佐哲也君）発言を続けて続けてください。質問、質疑。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そういうね、背景も考えざるを得ないんですよ、そういうはっきり言いますと、先ほどの町長の対応を見れば、こういうなぜこういうことが起きるんですかと、偶然と言えば偶然なんでしょうけれども、これまた適当な適正な手続の中で生まれてきた結果だとしても、ずっとこう並ぶ、この短期間の間に、ちょっとね、これは疑問を持たざるを得ないが、どうですかという質問になります。

議長（岩佐哲也君）暫時休憩いたします。

午後1時48分 休憩

午後2時20分 再開

議長（岩佐哲也君）再開します。休憩前に続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）先ほどの遠藤議員の質問に対する回答として齋藤俊夫君、発言願います。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほどの遠藤議員から的是ですね、お尋ねの中で、最終的な入札に際しての基本的なこの仕組みという点についてはね、これはそれはそれで技術的な部分も含めてね、お答えではやぶさかではございませんので、そこは担当課長のほうから改めてね、お話をさせていただきます。ただ、前段の部分も含めてということになりますとね、なかなか6月議会の場でもそういう雰囲気に近い場面があったりもしたわけでございます。そういうようなことも含めて、やはりこの場でのあるべき（不規則発言あり）、ですからね、前段の関係が余りにもこの場にふさわしくないような発言も含めてのお尋ねということになりますと（不規則発言あり）、いや、そういうふうにね、言われるほうはそういうふうに言うかもしれませんけれども、これはいろいろな方が聞かれているわけですから、傍聴席にいらなくても（不規則発言あり）、いやいやですから、不正確な話をこの場でするとするのは私はいかながなものかなというふうなこともね、（不規則発言あり）でございますので、そういうことの延長線上で、私は先ほど単純にお答えはしかねるなというふうな思いがあったというふうなことでございます。私の言いたいことは言いましたので、技術的な関係と申しますか、組織的な関係いろいろございますので、それは担当課長のほうから改めて説明をさせていただきたいというふうに思います。（不規則発言あり）

8番（遠藤龍之君）はい。本当に不毛な時間を過ごしていると。私は望みません、こういう時間の過ごし方ね。まったくもって、町長としての責任がどこにあるのかと、どこにも見えないような今のような発言です。技術的なことについては伺いましょう。ということで終わります。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。まず、最低制限価格の算定の方法につきましてでございますけれども、こちらにつきましては、町のホームページのほうでも公表しているところでございますが、中央公契連のモデルに準じまして算出した額、こちらを最低制限価格としておりまして、全国的な水準に基づいたものというふうになってございます。

設定の仕方ということでございますけれども、直接工事費ですとか、あるいは共通仮設費といったものに対しまして、様々ほかにもございますけれども、そういったものに各係数を掛け合わせて算出していくというふうな形になりますが、こちら例えば直接工事費が幾らかといったものについては、各業者のほうでは当然分かりませんので、そういったところで最低制限価格の考え方について各業者のほうで算定の結果、違った結果というものも生まれてくるというところは想定されるのかなというふうに思っております。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい。その辺もね、皆さんが示したものの改革の中にあるはずで、それがそういう中で、逆に言うと、そういうことによって、あまりにも最低制限価格が上がり上がったという結果になっているのかなと。少なくとも、少なくとも今回の場合の想定するならば、推定、推測するならば、90パーセントを超えている、最低制限価格がね。これが尋常な価格なのかどうか。

それから、これまでの最低制限価格でどの辺あたりをうろついていたかといいますと、大体86、7、8、9あたりだったのかなと。これは私の記憶だから、正確な数字ではございません。そういう数字を見込んで業者はもし参加しているならば、参加といいま

すかね、この数字を出しているならば、やっぱりその辺に逆に問題があるのではないかということも含めての疑問で今までこの確認をしていたわけですが、その疑問に対して、今は全国水準レベルだと、これはその背景があって、どう捉えているかということの確認をします。国の基準にのっとってやっているわけだけれども、その国の基準というのはどういう動き、推移になっているのか確認します。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。まず、当町につきましては、国のほうからの通知文等におきまして、国のほうで中央公契連モデル等を使うということで、こちらのほうが基準になっておりますので、こういったところを踏まえながら適切に見直すことが要請されているところをごさいます、全国的にもそういった最低制限価格の動向というところにつきましては、次第に上がってきているというふうな状況がございます。

以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そういうことから、もしそういう事実、背景をつかんでいるならば、そういう状況に対して、山元町ではいかにしてこういう問題を起こさないように対応するためには、いかにしてこの検討、対応しなければならないのかということを検討しながら、こういう問題についてはね、進めてこなくちゃならないのではないかと。なぜかと言いますと、何回もしつこいようと言えますけれども、2か月前にこういう算定式及び、この検討をする旨のことを声明しているんです、町としてはね。こういう形で取り組みます。これは健全な方向で、改善の方向で町としてはこれまでいろいろ問題を起こしたけれども、問題があったけれども、そういうのを防ぐために改善しますということで、こういうね、文書をもって我々に示している。それが見えないからいろいろ確認しているわけなんだけれども、その辺についての回答がありませんから。

ですから、今、確認したのは、その辺の動き、今の課長の答えではね、全くその辺の検討の経緯がもう見えないね。全くその国の基準どおりにやっていますという、全く同じ答弁の繰り返しなんです、その辺の改善、改革、私さっき聞いたのは、その辺の動きについて、国はどのような動きになっているのかといったときに、若干上がっていると。若干というかね、上がっているという、それが、というふうに私は聞こえたんですけども、それに対して、じゃあ担当課としては、その辺、この間のね、山元町で起きている問題を見たときに、そういう背景についてはどう受け止めているか。国では上がっている。それに対してじゃあ私たちも上げなくちゃないと、その辺の検討はこの2か月間はされたのかしなかったのかということだけでいいです。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。いろいろ検討を深める中でですね、議会のほうにも説明をし、あるいは一般質問のほうでも確認をいただきというそういう経過をたどって今回そういう方式での入札結果が出ているというようなことでございますので、議員は先ほど来から、約束云々かんぬんというお話をしていますけれども、一挙に全部パーフェクトにやれるわけではございませんので、順次見直し、改善できるところから取り組んで、今日に至っているというふうなことでございますので、何も見直しをしてこなかったという、そういう事実はございません。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そのように明確に言われますとね、せっかく収めようかと思っていたのに、2年前もじゃあこの検討はどんなふうに行われているんですか。それについて確認します。

町 長（齋藤俊夫君）はい。ですから今答えたように、一挙にパーフェクトには行きませんので、

順次見直しをする中で、今回7月、8月にかけてまとまったやつをお話をしてきて、今回の質問等でも確認をさせていただいているところがございますので、そういう経緯、経過もぜひ議員にもご理解いただければありがたいというふうに思います。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。じゃあ分かりました。確認します一つ一つ。2年前に先ほど言いましたね、町内業者の育成振興を図るために、地元業者の意見交換を重ねながら、新たな発注方式等について検討を進めたい。あとその前に、本町独自の指名基準の作成に取り組む予定であるということとを2年前に私たちに示しているんです。その後、2年間、この件に関して、具体的に聞きます。何月何日にと言うちょっと笑われるから、この間、何回この件についてね、検討されたか。そしてどういう意見が出たか。その会議の検討内容についても確認します。

町長（齋藤俊夫君）はい。話がですね、何か大分別なほうに逸れてきているというふうに思います。ここは議案のね、審議をお願いしているわけでございますので、一定のところとどめていただけませんと……（「回答次第です」の声あり）回答次第も何も、これは質疑ですからね。これに対する議案に対する質疑でございますので、根掘り葉掘りという部分ではないと思いますよ、一定の枠の中でご審議をいただくというようなことだというふうに思います。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。私の質問に対して質疑に対して、疑義をたず質疑に対しての答弁になっていません。あるいは発言のなんかあれするよなというのと、また……。

全く答えていません。2年前に検討したかどうかの確認しているのに対しては、それに対して答えない。ということは、やっていないということと同義だというふうに受け止めます。答えてないんだからね。やっていない結果、やっぱりこういう問題をね、起こしているということが今回のこの事件で、事件というか、契約の中で確認された。こういうやり方はね、本当にすぐにでも改めてほしい。やると言ってもやっていないんですから。全くこれについてはね、我々も町民の皆さんの声を代表したときに、議員としての責任を取ることができない、こういう答えする中ではね。ということをやまず大きなこの疑問を持った。この中身についてはですね。ということをや何か言ったらもう1回……本当に……最低価格誰もがね、本当に素人さんだったら、町民の皆さん、一番高く設定したところが取れているんですこの内容を見ると、一般町民はこれを見れば本当に大きな疑問を持ちますよね。その背景には最低制限価格制度の中でやっているということで、の中ではこういうこともあり得ることなんだということなんです、これはもう前回もこういうことがあって、同じようなことがあって、この件については努力をしますよ、改善の方向でと言っているが、結果、その努力の結果が見られず、同じような結果を生み出している。何かおかしい、疑問を大きくしてやまずとりあえずこの件については終わります。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第54号令和2年度山元町立坂元小学校校舎改修工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第54号は原案のとおり可決しました。

議長（岩佐哲也君）日程第12．同意第4号から日程第14．同意第6号までの3件を一括議題とします。

本件について説明を求めます。町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい。それでは、同意第4号から6号、固定資産評価審査委員会委員の専任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

初めに、同意第4号でございますが、現委員の齋藤忠男氏が今月30日をもって任期満了となりますので、引き続き齋藤氏を固定資産評価審査委員会委員として選任するに当たり、議会の同意を求めるため提案するものであります。

次に、同意第5号でございますけれども、現委員の渡邊信夫氏は、同じく今月30日をもって任期満了となりますので、引き続き渡邊氏を同委員会委員として選任するに当たり議会の同意を求めるため、提案するものであります。

次に、同意第6号でございますが、現委員の森 建夫氏は、同じく今月30日をもって任期満了となりますので、引き続き森氏を同委員会委員として選任するに当たり、議会の同意を求めるため提案するものであります。

なお、3名の方の任期につきましては、令和5年9月30日までの3年間となります。何とぞご理解の上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行うわけですが、本件は人事案件でありますので、山元町議会先例90番により討論を省略します。

議長（岩佐哲也君）これから同意第4号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

よって、同意第4号は同意することに決定しました。

議長（岩佐哲也君）これから同意第5号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

よって、同意第5号は同意することに決定しました。

議長（岩佐哲也君）これから同意第6号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

同意第6号は同意することに決定されました。

議長（岩佐哲也君）日程第15. 委発第1号を議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。議会運営委員会委員長伊藤貞悦君、登壇願います。

議会運営委員会委員長（伊藤貞悦君）はい、議長。それでは、委発第1号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書につきまして説明を申し上げます。

このことについて別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び山元町議会会議規則第13条第3項の規定により提出いたします。

提案理由です。新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっています。

地方自治体は、福祉・医療・教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想されます。

よって、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、地方税財源などを確実に確保されるよう強く要望するものであります。

なお、詳細については、2ページ目、2ページ別紙意見書案をご参照願いたいと思います。

令和2年9月15日

山元町議会議長 岩佐哲也殿

提出者 議会運営委員会委員長 伊藤貞悦

以上でございます。

議長（岩佐哲也君）これから提出者に対する質疑を行います。―― 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから委発第1号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を採決します。

お諮りします。

議会運営委員会委員長から提出されたとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

よって、委発第1号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第16．委発第2号を議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。産建教育常任委員会委員長菊地康彦君、登壇願います。

産建教育常任委員会委員長（菊地康彦君）はい、議長。それでは、委発第2号東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した処理水の自然界放出を行わないよう求める意見書につきまして説明を申し上げます。

このことについて別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び山元町議会会議規則第13条第3項の規定により提出いたします。

提案理由です。本年2月10日、国の「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」は、汚染水対策の一つである多核種除去設備で処理された水（以下「ALPS処理水」と略します。）の処理について、基準を満たした形で海洋へ放出する方法か高温水蒸気として大気中に放出する方法が現実であり、このうち、海洋放出でのほうがより確実に実施できるとする報告書を公表するに至っております。

このような状況において、ALPS処理水を海洋放出することは漁業従事者に大きな打撃を与えるだけでなく、これまで農畜水産物などの安全性の確保や風評被害の克服に取り組んできた関係者の努力と将来への展望を根底から覆すことになる。また、既に東京電力福島第一原子力発電所事故により甚大な被害を被っている被災者にALPS処理水の海洋放出によって、追い打ちをかけることようになってはなりません。

よって、国においては、このような事態を重く受け止め、東京電力ホールディングス株式会社によるALPS処理水の自然界への放出を行わないようにするとともに、その処分方法については、地元をはじめとした幅広い関係者の意見を丁寧に聞きながら、処分方法だけでなく、具体的な風評、影響への対策を含めた方針を決定することを強く要望するものであります。

なお、詳細については別紙意見書案をご参照願いたいと思います。

令和2年9月16日

山元町議会議長 岩佐哲也殿

提出者 産建教育常任委員会委員長 菊地康彦

以上でございます。

議長（岩佐哲也君）これから提出者に対する質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから委発第2号東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した処理水の自然界放出を行わないよう求める意見書を採決します。

お諮りします。

産建教育常任委員会委員長から提出されたとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

委発第2号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第17. 認定第1号から日程第23. 認定第7号までの7件を一括議題とします。

認定第1号から認定第7号までにつきましては、9月4日に決算審査特別委員会に付託し会期中の審査としておりましたが、審査が終了し、報告書が提出されましたので、委員長から報告を求めます。決算審査特別委員会委員長竹内和彦君、登壇願います。

決算審査特別委員会委員長（竹内和彦君）はい、議長。それでは、審査結果を報告いたします。

決算審査特別委員会審査報告書。

認定第1号令和元年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号令和元年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号令和元年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号令和元年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号令和元年度互理地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号令和元年度山元町水道事業会計決算認定について、認定第7号令和元年度山元町下水道事業会計決算認定について。

本委員会は令和2年9月4日付で付託された議案を審査した結果、次の意見をつけて、原案のとおり認定すべきものと決定したので、山元町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

特に留意すべき意見。

一つ、予算の執行は流用、充用を最小限にとどめ、過大な不用額を抑えられたい。また、重要案件の変更及び急を要する予算の流用、充用の際には、事前説明を丁寧に行うべきである。

二つ目、移住定住の促進については、町の重要課題であることから、各課が連携を図り子育て環境のさらなる充実に努めるべきである。

三つ目、職員の労務管理を徹底し、働きやすい職場環境の整備に努めるべきである。

4つ目、山元町介護保険事業基金を有効活用し、被保険者の負担軽減を図るべきである。

これらのことに留意し、今後の事業を進めることを求め、認定第1号から認定第7号までの全てを認定すべきものと決定いたしました。

山元議委発第66号

令和2年9月14日

山元町議会議長 岩佐哲也殿

決算審査特別委員会委員長 竹内和彦

以上です。

議長（岩佐哲也君）これから委員長に対する質疑を行うところですが、決算審査特別委員会は、議長、議会選出監査委員を除く全員が所属しておりますので、質疑は山元町議会先例84番により省略いたします。

議長（岩佐哲也君）これから認定第1号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから認定第1号令和元年度山元町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

認定第1号は認定することに決定しました。

議長（岩佐哲也君）これから認定第2号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから認定第2号令和元年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

認定第2号は認定することに決定しました。

議長（岩佐哲也君）これから認定第3号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから認定第3号令和元年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

認定第3号は認定することに決定しました。

議長（岩佐哲也君）これから認定第4号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから認定第4号令和元年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

認定第4号は認定することに決定しました。

議長（岩佐哲也君）これから認定第5号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから認定第5号令和元年度亘理地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

認定第5号は認定することに決定しました。

議長（岩佐哲也君）これから認定第6号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから認定第6号令和元年度山元町水道事業会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

認定第6号は認定することに決定しました。

議長（岩佐哲也君）これから認定第7号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから認定第7号令和元年度山元町下水道事業会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

認定第7号は認定することに決定しました。

議長（岩佐哲也君）日程第24. 閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長から、山元町議会会議規則第74条の規定によりお手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申し出が提出されております。

お諮りします。

各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

議長（岩佐哲也君）日程第25. 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

お手元に配布のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

ただいまお諮りしましたとおり、議員派遣の件は決定されました。

お諮りします。

ただいま決定されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

これを変更するときの取扱いは議長一任とすることに決定いたしました。

議長（岩佐哲也君）これで本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第3回山元町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後3時01分 閉会
